

保感第537号  
令和5年2月24日

知事公室長  
各部局長  
教育委員会教育長  
企業局長  
警察本部長

} 殿

沖縄県新型コロナウイルス対策本部  
本部長 玉城 康裕  
(公印省略)

感染拡大を抑制し社会経済活動を継続するための対策期間  
(沖縄県対処方針)の期間延長について

平素より新型コロナウイルス感染症対策に御協力いただき感謝申し上げます。

令和5年2月16日付け保感第523号にて沖縄県対処方針の実施等について依頼しているところですが、同対処方針の期限到来に伴い、令和5年3月1日以降の対処方針を別添のとおり策定しました。

各部局においては、貴管下職員及び関係団体等への周知をお願いいたします。

添付資料

感染拡大を抑制し社会経済活動を継続するための対策期間  
(沖縄県対処方針) 【2月24日決定】(別添)

問い合わせ先  
新型コロナウイルス感染症等対策  
本部総括情報部感染症総務課  
TEL 098-866-2014  
FAX 098-861-2888